

【事例6】前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース

私は、令和3年中にZ証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000円	4,600,000円	400,000円

また、この特定口座を通じて上場株式であるO商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。

私は、これらの収入以外に、給与があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（平成30年分の損失250,000円、令和元年分の損失300,000円及び令和2年分の損失800,000円）あります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

1-1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように2面から転記してください。

※上場株式等の相対取引など（52ページの注2）参照）がある場合の記載方法については、1面の注をご覧ください。

この事例では、①欄の金額が黒字なので、この金額を「申告書第三表」⑦欄に転記してください。なお、①欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑦欄に△を付けて転記します（38ページ参照）。

この事例の場合、Z証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

【令和3年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
 なお、国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp]では、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 G市〇×町53-8 フリガナ フクオカ ヨシコ
 (前住所) () 氏名 福岡 良子
 電話番号 〇〇〇-xxx-△△△△ 職業 会社員 関与税理士名 ()
 (連絡先) (電話) ()

※譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		円 5,000,000
譲渡による収入金額 ①		5,000,000
その他の収入 ②		
小計(①+②) ③		5,000,000
取得費(取得価額) ④		4,600,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		
⑥		
小計(④から⑥までの計) ⑦		4,600,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けて書いてください) ⑧		
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨		400,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩		
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください) ⑪		400,000

※1 申告書第三表⑨へ
 ※2 黒字の場合は申告書第三表⑩へ
 ※3 申告書第三表⑨へ
 ※4 申告書第三表⑩へ

添付書類
 この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、25ページの「添付書類」の2を参照してください。

【事例6】の解説

○あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたO商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得等及び配当所得は申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。なお、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	5,000,000円	4,600,000円	400,000円	0円
(配当分)	60,000円	0円	60,000円	0円
(繰越分)			△1,350,000円	△890,000円

○「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」については、各【事例】の記載例の手順に沿って作成してください。

※令和3年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

(注) この付表は、翌年以後の申告が必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（2面上部）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 簡易口座	Z証券会社 銀行 山手支店出張所	5,000,000円	4,600,000円	400,000円	61,260円
源泉口座 簡易口座	証券会社 銀行 本店出張所				
源泉口座 簡易口座	証券会社 銀行 本店出張所				
源泉口座 簡易口座	銀行 支店出張所				
合計(上場株式等(特定口座))		5,000,000	4,600,000	400,000	61,260

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書B第二表」の「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に転記してください。

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合は、「参考」源泉徴収口座を申告する場合の転記方法(56ページ)を参照して転記してください。

令和3年分 特定口座年間取引報告書

住所 G市〇×町53-8 フリガナ フクオカ ヨシコ
 (居所) () 氏名 福岡 良子
 前提出出時の住所又は居所 生年月日 明・大・令 42・12・27
 源泉徴収の種別 〇有 2 集

源泉徴収税額(所得税) 61,260 株式等譲渡所得割額(住民税) 20,000 外国所得税の額 0

譲渡区分	譲渡の対価の額(収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額(譲渡所得等の金額)
上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円
特定信用分			
合計	5,000,000	4,600,000	400,000

事例6(記載例)

事例6(記載例)

①-2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例4】の29ページで説明していますので、参照してください。

【事例4】の記載例の書き方(29ページ)を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

令和3年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください(【事例4】の29ページ参照)。
この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、令和3年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください(【事例5】の35ページ参照)。
この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

第三表⑦欄へ(38ページ参照)

①～③欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください(「令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)を参考に、該当の年分欄に記入してください。)

確定申告書付表(1面)

令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業所事務所居所など) G市〇×町53-8
フリガナ 氏名 フクオカ ヨシコ 福岡 良子

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※)(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額)	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額(①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
Z証券 山手支店	60,000 円	
合計	申告書第三表⑥へ 60,000	第三表①欄へ(38ページ参照)
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額(⑥-⑦)(赤字の場合には0と書いてください。)	④	60,000

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④)(③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。)(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③)(③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。)(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	60,000

確定申告書付表(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成30年分)	250,000		
本年の2年前分(平成29年分)	300,000		
本年の前年分(平成28年分)	800,000		
本年分			

本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑨+⑩+⑪)

本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑩)

令和3年分 特定口座年間取引報告書

住所(居所)	G市〇×町53-8	フリガナ	フクオカ ヨシコ	確定の期	① 平成28年 ② 令和3年
氏名	福岡 良子	生年月日	明・大④ 42・12・27	口座開設年月日	26・7・11
前提出出時の住所又は居所				源泉徴収の額	① 有 ② 無

種別	配当等の額	源泉徴収額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
④株式、出資又は基金	60,000	9,189	3,000			
⑤特定株式投資信託						
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)						
⑦オープン型証券投資信託						
⑧国外株式又は国外投資信託等						
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60,000	9,189	3,000			
⑩譲渡損失の金額						
⑪差引金額(⑨+⑩-⑪)	60,000					
⑫納付税額		9,189	3,000			
⑬還付税額(⑫+⑬-⑭)						

「確定申告書付表」1面の1(2)「利子等・配当等の収入金額(税込)」欄に転記します(⑤欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑤欄の金額の合計額を転記します。)
なお、⑬欄の金額を転記しないようご注意ください(34、35ページ参照)。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書B第二表」に転記してください(56ページ参照)。

「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の確認が必要となります。

【参考】令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成29年分)	500,000		
本年の2年前分(平成30年分)	250,000		
本年の前年分(平成元年年分)	300,000		

この平成29年分の譲渡損失の金額(500,000円)は、令和3年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④)(③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。)(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	800,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③)(③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。)(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	0

この金額が令和2年分の譲渡損失の金額です。

事例6(記載例)

この事例では、本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑩～⑪欄）は次のとおりです。

【⑩欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄（250,000円）＜⑪欄（※1）（400,000円）となりますので、⑩欄には250,000円と書きます。

【⑪欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄の金額（250,000円）を⑥欄（※2）の金額から全て引ききれませんでしたので書きません。

【⑫欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑧欄の金額

⑧欄（300,000円）＞（⑪欄（※1）－⑩欄）（400,000円－250,000円＝150,000円）となりますので、⑫欄には150,000円と書きます。

【⑬欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑫欄の金額

⑫欄の残額（300,000円－150,000円（⑫欄）＝150,000円）＞⑥欄（※2）（60,000円）となりますので、⑬欄には60,000円と書きます。

【⑭欄・⑮欄】

⑪欄（※1）の金額と⑥欄（※2）の金額が⑩欄⑫欄⑬欄で全て差し引かれたので記入しません。

※1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の⑪欄（40ページ参照）のことで。

※2 「確定申告書付表」1面の⑥欄（42ページ参照）のことで。

確定申告書付表(2面/続き)

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成30年分 令和3年分	250,000	250,000	0
本年の2年前分 平成元年年分 令和2年分	300,000	150,000	90,000
本年の前年分 平成2年年分 令和1年分	800,000	60,000	800,000
本年分 令和3年分	400,000	60,000	800,000
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)			890,000

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（※）	0
--	---

⑩欄から⑪欄には、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄（⑨～⑪欄）の金額を限度とし、最も古い年分である上段から上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税配当所得等の順に控除します。）。

⑨欄には⑩欄⑫欄⑬欄の合計額を、⑭欄には⑮欄⑯欄の合計額を書いてください。
⑨欄の金額が、令和3年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。
また、⑭欄の金額が、令和3年分の前年からの分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この事例では、⑦欄の金額と⑧欄の金額の合計額（⑪欄の金額）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

第三表⑳欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

申告書第三表(右中部)

種別	本年分の⑩⑪⑫から差し引く譲渡損失の金額	翌年以後に繰り越される損失の金額
株式等	400,000	890,000
配当等	60,000	0
その他		

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面下部)

所得金額の計算	一般株式等	上場株式等
所得金額（⑨－⑩）	400,000	400,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		400,000
繰越控除後の所得金額（※4）	0	0

⑫欄には、⑪欄が黒字の場合で「確定申告書付表」2面の⑨欄の金額がある場合にこの⑨欄の金額を転記してください。
⑫欄の金額は、⑪欄の金額を超えることはありません。

第三表⑳欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

②～⑦ 第一表、第二表及び第三表を作成します。

○ 【事例2】から【事例5】の記載例を参照してください。

事例6(記載例)